

令和2年6月定例月議会議案一覧

議案番号	件名
報告 5	令和元年度豊明市土地開発公社決算並びに令和2年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
報告 6	令和元年度豊明市一般会計予算の継続費に係る繰越報告について
報告 7	令和元年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
報告 8	令和元年度豊明市下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
報告 9	豊明市国民保護計画の変更の報告について
議案 4 1	教育委員会の委員の任命について
議案 4 2	豊明市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
議案 4 3	農業委員会の委員の任命について
議案 4 4	農業委員会の委員の任命について
議案 4 5	農業委員会の委員の任命について
議案 4 6	農業委員会の委員の任命について
議案 4 7	農業委員会の委員の任命について
議案 4 8	農業委員会の委員の任命について
議案 4 9	農業委員会の委員の任命について
議案 5 0	農業委員会の委員の任命について
議案 5 1	農業委員会の委員の任命について
議案 5 2	農業委員会の委員の任命について
議案 5 3	農業委員会の委員の任命について
議案 5 4	工事請負契約の締結について（国庫補助事業 校舎大規模改修工事）
議案 5 5	令和2年度豊明市一般会計補正予算（第6号）について

議案 5 6	豊明市大学等入学支援金給付条例の廃止について
議案 5 7	豊明市税条例の一部改正について
議案 5 8	豊明市都市計画税条例の一部改正について
議案 5 9	豊明市国民健康保険税条例の一部改正について
議案 6 0	豊明市手数料徴収条例の一部改正について
議案 6 1	豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
議案 6 2	豊明市大学等入学支援金選考委員会設置条例の一部改正について
議案 6 3	豊明市立図書館条例の一部改正について
議案 6 4	豊明市子ども医療費支給条例等の一部改正について
議案 6 5	豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案 6 6	豊明市介護保険条例の一部改正について
議案 6 7	豊明市墓園条例の一部改正について
議案 6 8	豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例等の一部改正について
議案 6 9	豊明市都市公園条例の一部改正について
議案 7 0	豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案 7 1	尾張市町交通災害共済組合同規約の変更について
議案 7 2	尾張市町交通災害共済組合の解散について
議案 7 3	尾張市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
議案 7 4	令和 2 年度豊明市一般会計補正予算（第 7 号）について
議案 7 5	令和 2 年度豊明市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

報告第5号

令和元年度豊明市土地開発公社決算並びに令和2年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、土地開発公社に係る経営状況に関する事項について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和元年度

収支決算書

豊明市土地開発公社

令和2年5月11日 認定

事業報告書

1 総括事項

令和元年度の取得事業及び処分事業はありませんでした。

2 役員会に関する事項

(1) 理事会(令和元年5月10日)

議案第3号 平成30年度豊明市土地開発公社収支決算の認定について

議案第4号 剰余金の処分について

(2) 理事会(令和2年3月12日)

議案第1号 令和2年度豊明市土地開発公社事業計画について

議案第2号 令和2年度豊明市土地開発公社収支予算について

令和元年度 豊明市土地開発公社 決算状況報告書

収益的収入及び支出の部

令和2年3月31日

収入	区 項		分 目	予 定 額		執 行 額	予 定 額 と の 比 較
	款	項		当 初	補 正		
1. 事業収益				0	0	0	0
	1. 公有地取得事業収益			0	0	0	0
		1. 公有用地売却収益		0	0	0	0
2. 事業外収益				90,000	0	90,000	81,885
	1. 受取利息			89,000	0	89,000	80,885
	2. 雑収益			89,000	0	89,000	80,885
		1. 雑収益		1,000	0	1,000	0
				1,000	0	1,000	0
	収入合計			90,000	0	90,000	81,885

支出	区 項		分 目	予 定 額		執 行 額	予 定 額 と の 比 較
	款	項		当 初	補 正		
1. 事業原価				0	0	0	0
	1. 公有地取得事業原価			0	0	0	0
		1. 公有用地売却原価		0	0	0	0
2. 販売費及び一般管理費				85,000	0	85,000	14,000
	1. 販売費及び一般管理費			85,000	0	85,000	14,000
		1. 人件費		0	0	0	0
				0	0	0	0
		2. 経費		85,000	0	85,000	14,000
		1. 旅費		1,000	0	1,000	0
		2. 交際費		1,000	0	1,000	0
		3. 需用費		10,000	0	10,000	0
		4. 役務費		1,000	0	1,000	0
		5. 負担金		1,000	0	1,000	0
		6. 公租公課		71,000	0	71,000	0
3. 予備費				5,000	0	5,000	5,000
	1. 予備費			5,000	0	5,000	5,000
		1. 予備費		5,000	0	5,000	0
	支出合計			90,000	0	90,000	19,000

資金執行計算書

(単位：円)

受入資金	15,356,436
1 事業収益	0
2 事業外収益	8,115
3 長期借入金	63,844
4 前年度繰越金	15,284,477
支払資金	134,844
1 販売費及び一般管理費	71,000
2 公有地取得事業費	63,844
3 償還金	0
4 前年度未払金	0
差引	15,221,592

損益計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位：円)

1 事業収益		
(1) 公有用地売却収益	<u>0</u>	
事業収益合計		<u>0</u>
2 事業原価		
(1) 公有用地売却原価	<u>0</u>	
事業原価合計		<u>0</u>
事業総利益		<u>0</u>
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費	<u>71,000</u>	
販売費及び一般管理費合計		<u>71,000</u>
事業損失		<u>71,000</u>
4 事業外収益		
(1) 受取利息	<u>8,115</u>	
(2) 雑収益	<u>0</u>	
事業外収益合計		<u>8,115</u>
当年度純損失		<u><u>62,885</u></u>

財 産 目 録

資 産 の 部

令和2年3月31日

(単位：円)

区 分	明 細	金 額
預 金	普通預金及び定期預金	15,206,592
基 金	定 期 預 金	10,000,000
土 地	公 有 用 地	19,540,561
合 計		44,747,153

負 債 の 部

令和2年3月31日

(単位：円)

区 分	借 入 先 等	金 額
長期借入金	愛知信用金庫豊明支店	19,525,561
合 計		19,525,561

事業原価計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位：円)

1 公有用地取得事業費

(1) 用地費	<u>0</u>
(2) 補償費	<u>0</u>
(3) 委託料	<u>0</u>
(4) 工事費	<u>0</u>
(5) 支払利息	<u>63,844</u>
(6) 需用費	<u>0</u>

当年度取得事業原価	<u>63,844</u>
前年度末未処分用地	<u>19,476,717</u>
当年度用地売却原価	<u>0</u>
当年度末未処分用地	<u>19,540,561</u>

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部	
1 流動資産	
(1) 現金及び預金	<u>15,206,592</u>
(2) 公有用地	<u>19,540,561</u> (※1)
流動資産合計	<u>34,747,153</u>
2 固定資産	
(1) 投資その他の資産	<u>10,000,000</u>
固定資産合計	<u>10,000,000</u>
資 産 合 計	<u>44,747,153</u>
負 債 の 部	
1 固定負債	
(1) 長期借入金	<u>19,525,561</u>
固定負債合計	<u>19,525,561</u>
負 債 合 計	<u>19,525,561</u>
資 本 の 部	
1 資本金	
(1) 基本財産	<u>10,000,000</u>
資本金合計	<u>10,000,000</u>
2 準備金	
(1) 前期繰越準備金	<u>15,284,477</u>
(2) 当期純損失	<u>62,885</u>
準備金合計	<u>15,221,592</u>
資 本 合 計	<u>25,221,592</u>
負 債 ・ 資 本 合 計	<u>44,747,153</u>

※1 個別法による原価法に依っております。

キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入		0
公有地取得事業支出	△	63,844
人件費支出		0
その他の業務支出	△	71,000
小計	△	134,844
利息の受取額		8,115
事業活動によるキャッシュ・フロー	△	126,729

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

0

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入れによる収入		63,844
長期借入金の返済による支出		0
財務活動によるキャッシュ・フロー		63,844

IV 現金及び現金同等物減少額 62,885

V 現金及び現金同等物期首残高 5,269,477

VI 現金及び現金同等物期末残高 5,206,592 (※1)

※1 現金及び現金同等物期末残高に、1年間の定期預金を含めておりません。

令和元年度決算付属明細書

豊明市土地開発公社

事業収益明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	0	
合 計		0	/

事業原価明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価	0	
合 計		0	/

資本金明細表

(単位：円)

区 分	出 資 団 体 名	出 資 金	摘 要
基本財産	豊明市	10,000,000	
合 計	/	10,000,000	/

令和元年度豊明市土地開発公社事業実績

取得

事業名	所在	面積(m ²)	地目	金額(円)	事業報告 No.
都市計画道路用地		174.00		63,844	
大根若王子線用地	間米町鶴根地内	174.00	宅地	63,844	(1)
合計		174.00		63,844	

処分

事業名	所在	面積(m ²)	地目	金額(円)	事業報告 No.
合計		0.00		0	

剰余金処分計算書

	(単位 円)
1 前年度繰越剰余金	<u>15,284,477</u>
2 当年度純損失	<u>62,885</u>

これを次のとおり処分するものとする。

翌年度繰越剰余金	<u>15,221,592</u>
----------	-------------------

決算審査意見書

令和元年度豊明市土地開発公社収支決算並びに関係書類について豊明市土地開発公社定款第24条の規定により審査したところ適正に処理されていることを認めます。

なお、用地の取得、処分については、今後も、土地取得の目的及び資金計画を十分勘案し、公社運営が健全かつ円滑に推進できるよう万全を期されたい。

令和2年4月22日

豊明市土地開発公社理事長 殿

豊明市土地開発公社

監事 平下 義之 

監事 鈴木 美智子 

令和2年度

事業計画及び収支予算書

豊明市土地開発公社

令和2年3月12日 議決

令和2年度豊明市土地開発公社事業計画

事業名	取得面積	処分面積
	m ²	m ²

令和2年度豊明市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和2年度豊明市土地開発公社の収支予算は、以下に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の予定)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収 入		(単位 千円)
第1款	事業収益	0
第1項	公有地取得事業収益	0
第2款	事業外収益	90
第1項	受取利息	89
第2項	雑収益	1
	収入合計	90

支 出		(単位 千円)
第1款	事業原価	0
第1項	公有地取得事業原価	0
第2款	販売費及び一般管理費	85
第1項	販売費及び一般管理費	85
第3款	予備費	5
第1項	予備費	5
	支出合計	90

(資本的収入及び支出の予定)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収 入		(単位 千円)
第1款	資本的収入	103
第1項	借入金	103
	収入合計	103

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足した場合、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

支 出		(単位 千円)
第1款	資本的支出	103
第1項	公有地取得事業費	103
第2項	償還金	0
	支出合計	103

(借入金)

第4条 資金の借入方法及び借入限度額並びに償還方法を次のとおり定める。

目 的	事業資金にあてるため
限 度 額	2,000,000千円以内
借 入 方 法	市中金融機関 手形借入
利 率	年利4.0%以内
償 還 方 法	土地売却代金を収納した都度償還するものとする。

I 令和2年度豊明市土地開発公社予算執行計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	節	金額
1 事業収益				0
	1 公有地取得事業収益			0
		1 公有用地売却収益		0
2 事業外収益				90
	1 受取利息			89
		1 受取利息		89
	2 雑収益			1
		1 雑収益		1
収 入 合 計				90

支 出

(単位 千円)

款	項	目	節	金額
1 事業原価				0
	1 公有地取得事業原価			0
		1 公有用地売却原価		0
2 販売費及び一般管理費				85
	1 販売費及び一般管理費			85
		1 人件費		0
			1 報酬	0
		2 経費		85
			1 旅費	1
			2 交際費	1
			3 需用費	10
			4 役務費	1
			5 負担金	1
			6 公租公課	71
3 予備費				5
	1 予備費			5
		1 予備費		5
支 出 合 計				90

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	節	金額
1 資本的収入				103
	1 借入金			103
		1 借入金		103
収 入 合 計				103

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足した場合、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

支 出

(単位 千円)

款	項	目	節	金額
1 資本的支出				103
	1 公有地取得事業費			103
		1 用地費		0
		2 補償費		0
		3 委託料		0
		4 工事費		0
		5 支払利息		103
		6 需用費		0
			1 消耗品費	0
	2 償還金			0
		1 借入償還金		0
支 出 合 計				103

Ⅱ 資金計画書

(単位 千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予算額	増減 (△)
受入資金	15,357	15,415	58
(1) 事業収益	0	0	0
(2) 事業外収益	8	90	82
(3) 長期借入金	64	103	39
(4) 前年度繰越金	15,285	15,222	△ 63
支払資金	135	188	53
(1) 販売費及び一般管理費	71	85	14
(2) 公有地取得事業費	64	103	39
(3) 償還金	0	0	0
(4) 前年度未払金	0	0	0
差 引	15,222	15,227	5

Ⅲ 予定損益計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位 千円)

1 事業収益

(1) 公有用地売却収益

0

事業収益合計

0

2 事業原価

(1) 公有用地売却原価

0

事業原価合計

0

事業総利益

0

3 販売費及び一般管理費

(1) 販売費及び一般管理費

85

販売費及び一般管理費合計

85

事業損失

85

4 事業外収益

(1) 受取利息

89

(2) 雑収益

1

事業外収益合計

90

当年度純利益

5

IV 予定事業原価計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位 千円)

1 公有用地取得事業費

(1) 用地費	0
(2) 補償費	0
(3) 委託料	0
(4) 工事費	0
(5) 支払利息	103
(6) 需用費	0

当年度取得事業原価	103
前年度末未処分用地	19,540
当年度用地売却原価	0
当年度末未処分用地	19,643

V 予定貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		
1 流動資産		
(1) 現金及び預金	15,227	
(2) 公有用地	19,643	
流動資産合計		34,870
2 固定資産		
(1) 投資その他の資産	10,000	
固定資産合計		10,000
資 産 合 計		44,870
負 債 の 部		
1 固定負債		
(1) 長期借入金	19,628	
負 債 合 計		19,628
資 本 の 部		
1 資本金		
(1) 基本財産	10,000	
資本金合計		10,000
2 準備金		
(1) 前期繰越準備金	15,237	
(2) 当期純利益	5	
準備金合計		15,242
資 本 合 計		25,242
負 債 ・ 資 本 合 計		44,870

報告第6号

令和元年度豊明市一般会計予算の継続費に係る繰越報告について
継続費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により議会に報告する。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和元年度豊明市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和元年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度繰次 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰 次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
10 教育費	2 小学校費	新設校 開設事 業	円 669,160,000	円 547,510,000	円 0	円 547,510,000	円 0	円 547,510,000	円 547,510,000	円 77,519,000	円 157,191,000	円 312,800,000	円 0
合 計			669,160,000	547,510,000	0	547,510,000	0	547,510,000	547,510,000	77,519,000	157,191,000	312,800,000	0

報告第7号

令和元年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰越したので、地
方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和元年度豊明市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
						国県支出金	その他		
			円	円	円	円	円	円	
3	民生費	2 児童福祉費	保育事業	24,720,000	24,720,000	0	16,480,000	0	8,240,000
10	教育費	2 小学校費	小学校施設維持管理事業	375,194,000	368,895,000	0	89,193,000	272,500,000	7,202,000
10	教育費	2 小学校費	小学校管理事務事業	2,723,000	2,723,000	0	0	0	2,723,000
10	教育費	3 中学校費	中学校施設維持管理事業	164,165,000	162,064,000	0	33,418,000	126,000,000	2,646,000
10	教育費	4 社会教育費	青少年対策事業	3,249,000	2,675,000	0	0	0	2,675,000
合 計				570,051,000	561,077,000	0	139,091,000	398,500,000	23,486,000

報告第 8 号

令和元年度豊明市下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越報告
について

繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰越したので、地
方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和元年度豊明市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
						国県支出金	その他		
			円	円	円	円	円	円	
3	公共下水道建設事業費	1 建設事業費	公共下水道築造事業	62,700,000	62,700,000	0	30,000,000	32,700,000	0
合 計			62,700,000	62,700,000	0	30,000,000	32,700,000	0	

報告第9号

豊明市国民保護計画の変更の報告について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項にて準用される同条第6項の規定に基づき、豊明市国民保護計画の変更について、別添のとおり報告する。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

豊明市国民保護計画の変更について

豊明市国民保護計画（平成19年3月作成）の一部を次のとおり変更する。

- 1 第2編平素からの備えや予防第1章組織・体制の整備等第1市における組織・体制の整備1各部・課における平素の業務の、各部・課における平素の業務表中、秘書広報課、企画政策課、情報システム課、とよあけ創生推進室により編成される班から、「とよあけ創生推進室」を削り、総務課、防災防犯対策室、市民課、市民協働課、議事課より編成される班の、「防災防犯対策室」を「防災防犯対策課」に改める。
- 2 第2編平素からの備えや予防第1章組織・体制の整備等第1市における組織・体制の整備4国民の権利利益の救済に係る手続等（1）国民の権利利益の迅速な救済、国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧の表中、「防災防犯対策室」を「防災防犯対策課」に改める。
- 3 第2編平素からの備えや予防第1章組織・体制の整備等第4情報収集・提供等の体制整備2警報等の伝達に必要な準備（1）警報の伝達体制の整備に、「全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備」を加える。
- 4 第3編武力攻撃事態等への対処第2章市対策本部の設置等1市対策本部の設置（1）市対策本部の設置の手順④市対策本部の開設の、「東館」を「新館」に改める。
- 5 第3編武力攻撃事態等への対処第4章警報及び避難の指示等第1警報の伝達等2警報の内容の伝達方法（1）に、「緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の活用」を加える。
- 6 第3編武力攻撃事態等への対処第4章警報及び避難の指示等第2避難住民の誘導等3避難住民の誘導（13）避難住民の復帰のための措置の次に、「（14）大規模集客施設等における避難」を加える。
- 7 第3編武力攻撃事態等への対処第7章武力攻撃災害への対処第1武力攻撃災害への対処2武力攻撃災害の兆候の通報（1）市長への通報の、「消防吏員」の次に、「警察官又は海上保安官」を加える。

議案第 4 1 号

教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員市野光信氏は、令和 2 年 7 月 3 1 日任期満了となるので、下記の者を任命するものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市栄町
氏 名 井 戸 貴 子
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 4 2 号

豊明市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

豊明市農業委員会の委員の任命につき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とするものとする。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2項を適用する場合は、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 4 3 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市三崎町
氏 名 堀 井 敏 秀
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 4 4 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 五 味 範 俊
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 4 5 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市大久伝町
氏 名 深 谷 明
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第46号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 加 藤 延 保
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 47 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市前後町
氏 名 堀 田 勝 司
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第48号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市栄町
氏 名 平 野 普 也
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第49号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市阿野町
氏 名 加 藤 誠
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第50号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市栄町
氏 名 野 村 寿 子
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 5 1 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 水 谷 文 和
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 5 2 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 石 川 万 里 子
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 5 3 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命するものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市阿野町
氏 名 野 村 君 枝
生年月日

説 明

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第54号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 国庫補助事業 校舎大規模改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 豊明市二村台7丁目地内 |
| 3 | 工 事 の 概 要 | 二村台小学校開校に伴う双峰小学校校舎の大規模改修 |
| 4 | 請負契約金額 | 448,800,000円 |
| 5 | 請 負 契 約 者 | 豊明市西川町笹原15番地1
山旺建設株式会社 豊明支店
常務取締役支店長 角岡信也 |
| 6 | 契 約 の 方 法 | 制限付一般競争入札（事後審査型） |

説 明

この案を提出するのは、国庫補助事業 校舎大規模改修工事施工のため必要があるからである。

議案第 5 5 号

令和 2 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 6 号）

議案第 5 5 号

令和 2 年度豊明市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 2 年度豊明市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 6 , 9 5 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7 , 8 0 0 , 9 9 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	447,234	76,954	524,188
計	577,234	76,954	654,188

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	76,954	財政調整基金繰入金 76,954 増

歳 出

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 商工振興費	336,400	76,954	413,354	10. 需用費	1,049
				印刷製本費	1,049
				11. 役務費	3,410
				通信運搬費	3,410
				12. 委託料	3,395
				18. 負担金、補助及 び交付金	69,100
計	420,737	76,954	497,691		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 商工業振興補助事業	76,954				76,954	印刷製本費 1,049 通信運搬費 3,410 小規模店舗利用促進事業 3,395 委託料 小規模店舗利用促進事業 69,100 負担金
計	76,954				76,954	
	76,954				76,954	

議案第56号

豊明市大学等入学支援金給付条例の廃止について

豊明市大学等入学支援金給付条例を廃止する条例を別添のように定めるものとする。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、学び応援奨学金を廃止するため必要があるからである。

豊明市大学等入学支援金給付条例を廃止する条例

豊明市大学等入学支援金給付条例（平成28年豊明市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

議案第 57 号

豊明市税条例の一部改正について
豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市税条例の一部を改正する条例

(豊明市税条例の一部改正)

第1条 豊明市税条例(昭和47年豊明市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第33条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第67条の5の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第67条の6 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第68条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には、その者に対し」に改める。

第86条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算す

るものとする。

第86条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に、「当課市民税」を「当該市民税」に改める。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を加え、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第

33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第12項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項を同条第18項とし、同項の次に次の1項を加える。

19 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は0とする。

附則第15条の3中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に、「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第3条の3第6項の規定は法附則第59条第1項の規定による徴収猶予について準用する。

第2条 豊明市税条例(昭和47年豊明市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第21条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」

に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第22条中「及び第4項」を削る。

第25条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第30条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第30条第2項の表第1号」を「同号」に、「第46条第10項から第12項まで」を「第46条第9項から第16項まで」に改める。

第30条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第46条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条

の 8 第 3 5 項」に改め、同条第 7 項中「第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項」に、「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 3 2 1 条の 8 第 2 3 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 5 項」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 1 0 項中「第 3 2 1 条の 8 第 4 2 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 5 2 項」に、「同条第 4 2 項」を「同条第 5 2 項」に、「第 1 2 項」を「第 1 1 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 1 1 項を同条第 1 0 項とし、同条第 1 2 項中「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 1 3 項中「第 1 0 項」を「第 9 項」に、「第 7 5 条の 4 第 2 項」を「第 7 5 条の 5 第 2 項」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 4 項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 5 項中「第 1 3 項」を「第 1 2 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 6 項中「第 1 3 項前段」を「第 1 2 項前段」に、「第 3 2 1 条の 8 第 5 1 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 1 項」に、「翌日以降」を「翌日以後」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 5 項とし、同条第 1 7 項中「第 1 3 項後段」を「第 1 2 項後段」に、「第 1 5 項」を「第 1 4 項」に、「第 7 5 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 8 1 条の 2 4 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第 7 5 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 6 項とする。

第 4 8 条第 2 項中「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に、「同条第 2 3 項」を「同条第 3 5 項」に、「、第 2 項又は第 4 項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 項中「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に改め、「（同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第 1 2 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。）」を削り、同条第 4 項中「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に改める。

第 5 0 条第 4 項から第 6 項まで削る。

第 8 6 条第 2 項ただし書中「0. 7 グラム」を「1 グラム」に、「0. 7

本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第19項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中豊明市税条例附則第10条の改正規定及び同条例附則第10条の2に1項を加える改正規定並びに同条例附則第15条の3の改正規定並びに同条例附則に1条を加える改正規定 公布の日

- (2) 第1条中豊明市税条例第86条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (3) 第1条中豊明市税条例第26条第1項第2号、第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに第2条中豊明市税条例附則第10条及び同条例附則第10条の2中第19項の改正規定並びに同条例附則に2条を加える改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (4) 第2条中豊明市税条例第86条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (5) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の豊明市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第26条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第33条の2及び第35条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧

法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第25条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)とする。

第4条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「5号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が5号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 5号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び5号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成31年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第67条の6の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第58号

豊明市都市計画税条例の一部改正について

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例

(豊明市都市計画税条例の一部改正)

第1条 豊明市都市計画税条例（昭和47年豊明市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 豊明市都市計画税条例（昭和47年豊明市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案第59号

豊明市国民健康保険税条例の一部改正について
豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険税条例（昭和47年豊明市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第5項中「前項中」を「、前項中」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第60号

豊明市手数料徴収条例の一部改正について

豊明市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行に伴い必要があるからである。

豊明市手数料徴収条例の一部を改正する条例

豊明市手数料徴収条例（平成12年豊明市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第21号を次のように改める。

（21） 削除

第5条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）第25条の規定に該当する者に係るもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第21号の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から適用する。

議案第 6 1 号

豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部
改正について

豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部を改
正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 1 日

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、より効率的な指定管理の推進のため必要があるから
である。

豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を
改正する条例

豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年豊明市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「調査審議」の後に「（以下「選定等」という。）」を加え、同条第3項中「前2項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 審査委員会は、選定等を行う施設ごとに置くものとする。ただし、施設の設置目的が類似する複数の施設及び隣接施設等で一括管理により効率的な管理が達成される施設については、一の審査委員会の設置により、複数の施設を一括管理する指定管理者の選定等を行うことができる。
- 3 審査委員会は、前項の複数の施設について同時に選定等を行う場合で、従たる施設に教育委員会が設置している施設を含む場合、当該施設についても、その諮問に応じることができる。

第16条を次のように改める。

（教育委員会の公の施設への適用）

第16条 この条例を教育委員会が所管する施設の指定管理者の指定の手續等に適用する場合には、この条例の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」、「教育委員会」とあるのは「市」、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 2 号

豊明市大学等入学支援金選考委員会設置条例の一部改正について
豊明市大学等入学支援金選考委員会設置条例の一部を改正する条例を別添の
ように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市大学等入学支援金給付条例を廃止するため必要があるからである。

豊明市大学等入学支援金選考委員会設置条例の一部を改正する条例

豊明市大学等入学支援金選考委員会設置条例（平成28年豊明市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「豊明市大学等入学支援金給付条例（平成28年豊明市条例第7号。以下「給付条例」という。）及び」を削る。

第2条中「給付条例第2条第2号及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

議案第 6 3 号

豊明市立図書館条例の一部改正について

豊明市立図書館条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市立図書館栄分室を廃止するため必要があるからである。

豊明市立図書館条例の一部を改正する条例

豊明市立図書館条例（昭和55年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

議案第64号

豊明市子ども医療費支給条例等の一部改正について
豊明市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例を別添のように定める
ものとする。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、愛知県福祉医療費支給事業事務取扱要領の一部改正
に伴い必要があるからである。

豊明市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例

(豊明市子ども医療費支給条例の一部改正)

第1条 豊明市子ども医療費支給条例（昭和48年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項を削る。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は受給資格者としなない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年豊明市条例第14号）による心身障害者医療費の助成を受けることができる者

(3) 豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年豊明市条例第32号）による母子・父子家庭医療費の助成を受けることができる者

(4) 法令の規定により、この条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者

第4条第2項中「健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方式」を「診療報酬の算定方法」に改め、「算定した額」の次に「（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額）」を加える。

(豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年豊明市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方式」を「診療報酬の算定方法」に改め、「算定した額」の次に「（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額）」を加える。

(豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正)

第3条 豊明市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年豊明市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「健康保険の療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改め、「算定した額」の次に「(法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

議案第 6 5 号

豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

豊明市後期高齢者医療に関する条例（平成19年豊明市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の豊明市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 66 号

豊明市介護保険条例の一部改正について
豊明市介護保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、令和元年 10 月 1 日からの消費税及び地方消費税率の引き上げに伴う、低所得者の介護保険料軽減措置を講ずるため必要があるからである。

豊明市介護保険条例の一部を改正する条例

豊明市介護保険条例（平成12年豊明市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条に次の1項を加える。

4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次の各号に掲げる者の令和2年度における保険料率は、第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に該当する者 19,800円

(2) 第1項第2号に該当する者 29,700円

(3) 第1項第3号に該当する者 43,000円

附則第6条中「第7条」を「第10条」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

ただし、附則第6条の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の豊明市介護保険条例に関する条例附則第6条の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 67 号

豊明市墓園条例の一部改正について
豊明市墓園条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、墓園の管理を指定管理者が行う場合において、必要があるからである。

豊明市墓園条例の一部を改正する条例

豊明市墓園条例（昭和59年豊明市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第15条 市長は、墓園の管理を地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者が墓園の管理を行う期間は、指定を受けた日から5年以内の期間とする。

3 指定管理者の指定の手續等については、豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年豊明市条例第30号）によるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（1） 墓園の維持、管理及び運営に関する業務

（2） 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 8 号

豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例等の一部改正
について

豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例等の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例等の一部を改正する条例

(豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例の一部改正)

第1条 豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例（昭和52年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の一部改正)

第2条 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例（平成24年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正)

第3条 豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例（令和元年豊明市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例附則第2項、豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例附則第2項及び豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例附則第4条の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 69 号

豊明市都市公園条例の一部改正について

豊明市都市公園条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、都市公園の管理を指定管理者が行う場合において、必要があるからである。

豊明市都市公園条例の一部を改正する条例

豊明市都市公園条例（平成24年豊明市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第23条を第26条とし、第22条を第25条とし、第21条を第24条とし、第20条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第21条 市長は、都市公園の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者が都市公園の管理を行う期間は、指定を受けた日から5年以内の期間とする。

3 指定管理者の指定の手續等については、豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年豊明市条例第30号）によるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（1） 都市公園の維持、管理及び運営に関する業務

（2） 都市公園の利用に関する業務

（3） 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

（準用）

第23条 第8条及び第18条の規定は、都市公園の管理を指定管理者が行う場合について準用する。この場合において、第8条及び第18条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正及び民法の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊明市消防団員等公務災害補償条例（昭和47年豊明市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に、「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に改め、同表備考第1号中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた豊明市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等について

は、なお従前の例による。

議案第 7 1 号

尾張市町交通災害共済組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 3 1 日限りで尾張市町交通災害共済組合が解散することに伴い、尾張市町交通災害共済組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、尾張市町交通災害共済組合の解散に伴い、事務の承継団体を規約に明記する必要があるため、組合規約を変更することについて協議する必要があるからである。

尾張市町交通災害共済組合同規約の一部を改正する規約

尾張市町交通災害共済組合同規約（昭和44年9月1日指令地第116号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（解散に伴う事務の承継）

第9条 組合の解散に伴う事務は、北名古屋市が承継する。

附 則

この規約は、愛知県知事の許可があった日から施行する。

議案第 72 号

尾張市町交通災害共済組合の解散について

地方自治法第 288 条の規定により、令和 3 年 3 月 31 日限りで尾張市町交通災害共済組合を解散することについて関係地方公共団体と協議するので、同法第 290 条の規定に基づき、議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、尾張市町交通災害共済組合の解散について、関係地方公共団体と協議する必要があるからである。

議案第 73 号

尾張市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法第 289 条の規定により、令和 3 年 3 月 31 日限りで尾張市町交通災害共済組合が解散することに伴い、同組合の所有する財産全てを北名古屋市に帰属させることについて関係地方公共団体と協議するので、同法第 290 条の規定に基づき、議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、尾張市町交通災害共済組合の解散に伴い、同組合の財産処分について、関係地方公共団体と協議する必要があるからである。

議案第 7 4 号

令和 2 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 7 号）

議案第 7 4 号

令和 2 年度豊明市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 2 年度豊明市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 6 2, 0 1 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8, 1 6 3, 0 1 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 6 月 1 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		9,723,194	159,100	9,882,294
	2 国庫補助金	7,221,990	159,100	7,381,090
15 県支出金		1,683,684	200	1,683,884
	3 委託金	138,247	200	138,447
18 繰入金		666,695	202,718	869,413
	1 基金繰入金	654,188	202,718	856,906
歳入合計		27,800,992	362,018	28,163,010

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,694,081	88,381	9,782,462
	1 総務管理費	9,140,952	88,381	9,229,333
3 民生費		9,805,841	7,634	9,813,475
	2 児童福祉費	4,706,139	6,974	4,713,113
	3 生活保護費	650,962	660	651,622
8 土木費		1,543,962	2,370	1,546,332
	4 都市計画費	857,467	2,370	859,837
10 教育費		2,045,024	263,633	2,308,657
	1 教育総務費	464,377	4,644	469,021
	2 小学校費	367,307	162,765	530,072
	3 中学校費	164,022	82,800	246,822
	5 保健体育費	653,344	13,424	666,768
歳 出 合 計		27,800,992	362,018	28,163,010

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
乗合交通事業	令和3年度から 令和4年度まで	千円 37,462

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	146,991	330	147,321
7. 教育費国庫補助金	8,647	158,770	167,417
計	7,221,990	159,100	7,381,090

15 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
6. 教育費委託金	237	200	437
計	138,247	200	138,447

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	524,188	157,718	681,906
3. 教育施設建設及び整備基金繰入金	0	45,000	45,000
計	654,188	202,718	856,906

単位：千円

節		説明
区分	金額	
4. 生活保護費補助金	330	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 330 増
3. 学校施設整備費補助金	158,770	公立学校情報機器整備費補助金 158,770

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 教育振興費委託金	200	道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援委託金 200

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	157,718	財政調整基金繰入金 157,718 増
1. 教育施設建設及び整備基金繰入金	45,000	教育施設建設及び整備基金繰入金 45,000

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 財産管理費	329,903	83,692	413,595	8. 旅費	16
				10. 需用費	70
				消耗品費	70
				11. 役務費	36
				手数料	36
				12. 委託料	1,419
				13. 使用料及び賃借 料	8
				14. 工事請負費	75,295
8. 企画費	7,138,002	3,322	7,141,324	18. 負担金、補助及 び交付金	3,322
11. 市民活動推進 費	104,922	1,367	106,289	18. 負担金、補助及 び交付金	1,367
計	9,140,952	88,381	9,229,333		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 保育園費	2,616,034	6,974	2,623,008	12. 委託料	6,974

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 庁舎維持管理事業	6,848				6,848	分庁舎空調機等改修負担金 6,848
4 公共施設管理事業	76,844			45,000	31,844	普通旅費 16 消耗品費 70 手数料 36 工事監理委託料 1,419 有料道路通行料等 8 豊明中学校クラブハウス 75,295 建替工事費
計	83,692			45,000	38,692	
2 地域創生事務事業	3,322				3,322	乗合交通負担金 3,322 増
計	3,322				3,322	
3 区長会事業	1,367				1,367	集会所改修等補助金 1,367 増
計	1,367				1,367	
	88,381			45,000	43,381	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 保育事業	6,974				6,974	電算関係委託料 6,974 増
計	6,974				6,974	

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	4,706,139	6,974	4,713,113		

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務費	51,810	660	52,470	12. 委託料	660
計	650,962	660	651,622		

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 街路事業費	13,861	1,497	15,358	21. 補償、補填及び賠償金	1,497
4. 公園事業費	144,005	58	144,063	1. 報酬	58
5. 都市下水路費	472,972	815	473,787	18. 負担金、補助及び交付金	815

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	6,974				6,974	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 生活保護事業	660	330			330	電算関係委託料 660 増
計	660	330			330	
	660	330			330	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 桜ヶ丘沓掛線改良事業	1,497				1,497	事業損失補償費 1,497
計	1,497				1,497	
4 公園事務事業	58				58	都市公園等指定管理者審査委員会委員報酬 58
計	58				58	
1 下水道事業 会計繰出事業	815				815	他会計補助金 815 増
計	815				815	

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	857,467	2,370	859,837		

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 事務局費	125,501	3,080	128,581	12. 委託料	3,080
3. 教育振興費	336,119	1,564	337,683	1. 報酬	1,249
				3. 職員手当等	115
				12. 委託料	200
計	464,377	4,644	469,021		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	297,297	162,765	460,062	12. 委託料	3,465
				17. 備品購入費	159,300

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	2,370				2,370	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 事務局事務事業	3,080	1,540			1,540	G I G Aスクールサポーター業務委託料 3,080
計	3,080	1,540			1,540	
1 教育振興事業	200	200				道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援委託料 200
4 教育振興事務事業	1,364				1,364	特別支援教育支援業務 1,249 増 会計年度任用職員期末手当 115 増 当
計	1,564	200			1,364	
	4,644	1,740			2,904	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 小学校管理事務事業	162,765	103,860			58,905	電算関係委託料 3,465 増 管理用備品購入費 159,300 増

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	367,307	162,765	530,072		

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	114,850	82,800	197,650	17. 備品購入費	82,800
計	164,022	82,800	246,822		

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 学校給食費	534,889	13,424	548,313	10. 需用費 消耗品費	2,618 2,618
				12. 委託料	8,085
				17. 備品購入費	2,721
計	653,344	13,424	666,768		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	162,765	103,860			58,905	
	162,765	103,860			58,905	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 中学校管理 事務事業	82,800	53,370			29,430	管理用備品購入費 82,800 増
計	82,800	53,370			29,430	
	82,800	53,370			29,430	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 給食センター 活動事業	10,703				10,703	消耗品費 2,618 増 官民連携手法調査業務委託料 8,085
4 給食センター 施設整備 事業	2,721				2,721	給食センター備品購入費 2,721 増
計	13,424				13,424	
	13,424				13,424	

議案第 7 5 号

令和 2 年度

豊明市下水道事業会計補正予算書（第 1 号）

議案第75号

令和2年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度豊明市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年豊明市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,111,585 千円	815 千円	1,112,400 千円
第2項 営業外収益	492,218 千円	815 千円	493,033 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,111,585 千円	815 千円	1,112,400 千円
第1項 営業費用	964,632 千円	815 千円	965,447 千円

（議会の議決を得なければ流用することができない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	67,054 千円	815 千円	67,869 千円

（他会計からの補助金）

第4条 予算第9条中「209,586千円」を「210,401千円」に改める。

令和2年6月1日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和2年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	下水道事業 収 益		1,111,585	815	1,112,400		
	2	営業外収益	492,218	815	493,033		
		3	他会計補助金	209,586	815	210,401	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
2	下水道事業 費 用		1,111,585	815	1,112,400		
	1	営業費用	964,632	815	965,447		
		4	総 係 費	100,618	815	101,433	

給 与 費

1 総括

区分		職員数		報酬 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	
補正後	損益勘定支弁職員	0	[1] 6	815
	資本勘定支弁職員	0	2	0
	合 計	0	[1] 8	815
補正前	損益勘定支弁職員	0	6	0
	資本勘定支弁職員	0	2	0
	合 計	0	8	0
比 較	損益勘定支弁職員	0	[1] 0	815
	資本勘定支弁職員	0	0	0
	合 計	0	[1] 0	815

〔 〕内は、会計年度任用職員について外書きしたものである。

明 細 書

給 与 費			法定福利費 (千円)	合計 (千円)	備考
給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
22,181	15,990	38,986	11,038	50,024	
8,045	5,805	13,850	3,995	17,845	
30,226	21,795	52,836	15,033	67,869	
22,181	15,990	38,171	11,038	49,209	
8,045	5,805	13,850	3,995	17,845	
30,226	21,795	52,021	15,033	67,054	
0	0	815	0	815	
0	0	0	0	0	
0	0	815	0	815	

令和2年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）事項別明細書

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下水道事業収益		1,111,585	815	1,112,400
	2	営業外収益	492,218	815	493,033
		3	他会計補助金	815	210,401

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
2	下水道事業費用		1,111,585	815	1,112,400
	1	営業費用	964,632	815	965,447
		4	総係費	815	101,433

(単位：千円)

節	金額	説明	
1 他会計補助金	815	一般会計補助金	815

(単位：千円)

節	金額	説明	
5 報酬	815	報酬	815